

学校法人 沖縄国際大学寄附行為

昭和 47 年2月 25 日
施行

改正	昭和 48 年1月 29 日	昭和 50 年6月5日
	昭和 51 年 12 月 18 日	昭和 54 年 12 月 21 日
	昭和 58 年5月 30 日	平成6年 12 月9日
	平成7年5月 25 日	平成7年7月 21 日
	平成8年5月 29 日	平成9年5月 14 日
	平成 11 年5月 26 日	平成 12 年4月 19 日
	平成 12 年 12 月 27 日	平成 13 年4月 18 日
	平成 13 年8月1日	平成 13 年 10 月 30 日
	平成 14 年6月 12 日	平成 14 年 11 月 27 日
	平成 15 年7月 23 日	平成 15 年 11 月 26 日
	平成 17 年2月 23 日	平成 19 年 10 月 24 日
	平成 20 年1月 23 日	平成 21 年7月 22 日
	平成 23 年6月 29 日	令和 2 年 3 月 27 日

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い学校その他の教育事業を經營することを目的とする。

(名称)

第2条 この法人は、沖縄大学と国際大学を統合して、学校法人沖縄国際大学と称する。

(事務所の所在地)

第3条 この法人は、事務所を沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目6番1号に置く。

(設置する学校)

第4条 この法人は、第1条に規定する目的を達成するために次の学校を設置する。

沖縄国際大学

大学院

地域文化研究科

地域産業研究科

法学研究科

法学部

法律学科

地域行政学科

経済学部	経済学科 地域環境政策学科
産業情報学部	企業システム学科 産業情報学科
総合文化学部	日本文化学科 英米言語文化学科 社会文化学科 人間福祉学科

第2章 役員

(役員の数)

第5条 この法人に役員を置く。

- (1) 理事 15人
- (2) 監事 2人以上3人以内

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 沖縄国際大学学長
- (2) 副学長1人
- (3) 法学部長、経済学部長、産業情報学部長、総合文化学部長及び事務局長
- (4) 評議員のうちから評議員会において選任し、理事会において承認された者2人
- (5) 本学卒業者の中から理事長が推薦し、理事会及び評議員会で承認された者1人
- (6) 理事長が推薦する者で理事会及び評議員会において承認された者1人
- (7) 学識経験者のうちから評議員会において承認された者4人

2 前項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する理事は、その職を退いたとき、理事の職を失うものとする。

3 第1項第6号に規定する理事は、理事長の任期の終期を超えることができない。

(理事の代表権の制限)

第7条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の選任)

第8条 理事長は学長をもってこれにあてる。

(理事長の職務)

第9条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事長の職務の代理又は代行)

第10条 理事長が事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会において定めた順位に従い他の理事が順次に理事長の職務を代理又は代行する。

(常務理事)

第 11 条 理事のうち常務理事を1人置く。

2 常務理事は、理事の中から理事長が指名し、理事総数の過半数の議決により選任する。

常務理事の職を解任するときも、同様とする。

3 本学職員(教育職員及び事務職員)は、理事会の承認を得て常務理事を兼任することができる。

(常務理事の職務)

第 12 条 常務理事は、理事長を補佐し、別に定める常務理事職務細則によりこの法人の業務を分掌する。

(理事の任期)

第 13 条 理事(第6条第1項第1号第2号、第3号及び第6号に掲げる理事を除く、以下この条において同じ)の任期は3年とする。ただし、補欠により選任された理事は、その前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再選されることができる。

3 常務理事の任期は2年とし、引き続き4年を超えることができない。ただし、理事長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

4 理事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(理事会の組織)

第 14 条 この法人に理事会を置き、理事をもって組織する。

(理事会の権限)

第 15 条 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事会の招集)

第 16 条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、理事の3分の1から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合はその請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

(理事会成立の定足数)

第 17 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければその議事を開き議決をすることができない。ただし、第18条第3項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

(理事会の議事)

第 18 条 理事会の議事は法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除いては、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

4 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席理事のうちから互選された理事2人以上がこれに署名、押印しなければならない。

5 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(理事の補充)

第19条 理事定数の5分の1をこえるものが欠けたときは1月以内に補充しなければならない。

(監事の選任)

第20条 監事は、この法人の理事、評議員、職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて、評議員会の承認を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の職務)

第21条 監事の職務は次のとおりとする。

(1) この法人の財産の状況を監査すること。

(2) この法人の業務を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 前項に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

4 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求するこ

とができる。

(監事の任期)

第22条 第13条の規定は、監事にこれを準用する。

(役員解任及び退任)

第23条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるに相応しくない重大な非行があったとき

2 役員は次の理由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事項に該当するに至ったとき。

第3章 評議員会及び評議員

(評議員会の組織及び選任)

第24条 この法人に評議員会を置き、次に掲げる32人の評議員をもって組織する。

(1) 理事長(学長)、副学長1人、常務理事1人

(2) 法学部、経済学部、産業情報学部及び総合文化学部から各2人宛各教授会で選任された者8人(ただし、第6条第1項第3号により選任された理事を除く。)

(3) 本学事務職員の中から理事長が推薦し、理事会で承認された者4人

(4) 本学卒業生の中から理事長が推薦し、理事会で承認された者9人

(5) 学識経験者のうちから理事会で選任された者8人

2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する評議員は、その職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員会の権限)

第25条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産の処分に関する事項

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準

(5) 寄附行為の変更

- (6) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散
- (7) 合併
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの
(評議員会の具申等)

第26条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、又役員から報告を徴することができる。

(評議員会の招集)

第27条 評議員会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、私立学校法第37条第3項第6号及び第41条第5項の規定による請求があった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議事)

第28条 評議員会の議長は評議員の互選によりその都度これを定める。

2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

3 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。

5 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

6 評議員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席評議員のうちから互選された2人以上がこれに署名、押印しなければならない。

(評議員の任期)

第29条 第13条の規定は、評議員にこれを準用する。

(評議員の解任及び退任)

第30条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるに相応しくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の理由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(顧問)

第31条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、評議員会の意見を聞き理事会において推薦する。

3 顧問は、理事長の諮問に応え、その他随時意見の開陳をする。

第4章 資産及び会計

(資産)

第32条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備、又はこれらに要する資金とし財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産はこの法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第34条 基本財産は処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときは理事総数の3分の2以上の同意を得てその一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第35条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

(予算等)

第37条 毎会計年度予算及び事業計画は、年度開始前までに、追加更正予算はその都度、理事会の議決を経なければならない。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、4年毎に編成し、理事会の議決を経なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算等)

第38条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を、監事の報告書を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第39条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第21条第4号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給

の基準及び寄付行為を、各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、役員等名簿 について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第39条の2 この法人に関する情報の公表は「私立学校法第63条の2」の定めによるものとし、遅滞なくインターネットの利用により行わなければならない。

(役員等の報酬)

第39条の3 この法人の役員等に対する報酬は、別に定める役員に対する報酬等の支給の基準によるものとする。

第5章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の理由によって解散する。

- (1) 解散に関する法定の事由の生じたとき
- (2) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決があったとき

(合併)

第41条 前条第2号の規定は、合併の場合にこれを準用する。

第6章 残余財産の帰属

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く）した場合における残余財産は、この法人と同種の目的を有する他の学校法人、その他の教育事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人の中から評議員会の議決を経て、理事会において選定されたものに帰属する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、かつ文部科学大臣の認可を得なければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(損害賠償責任の免除)

第44条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の一部免除)

第45条 前条の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第46条 第44条の規定にかかわらず、理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額(以下「最低責任限度額」という。)を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低責任限度額のいずれか高い額とする。

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所前に掲示して行なう。

(寄附行為の疑義についての解決法)

第48条 寄附行為の解決適用につき疑義があるときは、別に定める委員会の議を経て評議員会がこれを決する。

(施行細則)

第49条 この寄附行為施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

役員名(省略)

2 この寄附行為は、昭和47年2月25日より施行する。

3 改正、この寄附行為は、昭和48年1月29日より施行する。

4 改正、この寄附行為は、昭和50年6月5日より施行する。

5 改正、この寄附行為は、昭和51年12月18日より施行する。

6 改正、この寄附行為は、昭和55年5月23日より施行する。

7 改正、この寄附行為は、昭和58年3月31日より施行する。

8 改正、この寄附行為は、平成7年3月16日より施行する。

9 改正、平成7年9月1日認可のこの寄附行為は、平成7年9月1日より施行する。

10 改正、平成8年3月29日認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日より施行する。

11 改正、平成8年12月19日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日より施行する。

12 改正、平成9年12月19日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日より施行する。

13 改正、平成11年12月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年5月26日より施行する。

14 改正、平成12年12月21日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日より施行する。

15 改正、この寄附行為は、平成13年3月16日より施行する。ただし、第3条は平成10年2月9日に遡及適用する。

16 改正、平成13年3月30日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日より施行する。

(沖縄国際大学の文学部の存続に関する経過措置)

沖縄国際大学の文学部 国文学科、英文学科、社会学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

17 改正、この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成13年7月10日)から施行する。

18 改正、平成13年8月1日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日より施行する。

19 改正、平成13年10月30日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日より施行する。

(沖縄国際大学の法学部第一部の存続に関する経過措置)

沖縄国際大学の法学部第一部 法学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

20 改正、平成14年12月19日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

21 改正、この寄附行為は文部科学大臣の認可の日(平成15年3月31日)から施行する。

22 改正、この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年12月1日)から施行する。

23 改正、この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

24 改正、平成16年3月11日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成16年4月1日から施行する。

25 改正、平成17年3月31日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成17年4月1日から施行する。

26 改正、平成20年3月11日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成20年4月1日から施行する。

- 27 改正、この寄附行為は平成 20 年4月1日から施行する。
- 28 改正、この寄付行為は平成 21 年 10 月1日から施行する。
- 29 改正、この寄附行為は平成 23 年 10 月1日から施行する。
- 30 改正、令和2年3月 27 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和2年4月1日から施行する。